

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱

3 農産第 2890 号
令和 4 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

改正 令和 5 年 3 月 31 日 4 農産第 5127 号
最終改正 令和 8 年 4 月 7 日 7 農産第 4317 号

(趣旨)

第 1 我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物への代替、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処し、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地等とが協働する中で、それぞれの能力を発揮して課題解決に取り組む生産事業の形成を促進することが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、産地の基幹施設や食品流通拠点施設（以下「施設等」という。）の整備及び新しい農業のモデル的な取組等を支援することとする。

(通則)

第 2 強い農業づくり総合支援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務局長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 交付金は、第 1 の趣旨を踏まえ、第 1 号及び第 2 号並びに第 3 号（直接採択事業を除く。）に掲げる支援タイプ並びに卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 16 条第 1 項の規定に基づいて都道府県知事が行う事業（都道府県知事が知事以外の者に実施させる間接補助事業を含む。以下「交付事業」という。）に要する経費を都道府県に交付し、第 3 号の規定に基づいて行う事業（以下「直接採択事業」という。）に要する経費を、直接採択事業者に交付するものとする。

(1) 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県整備事業）

- ア 産地競争力の強化
- イ 農産物の輸出の推進
- ウ みどりの食料システム戦略の推進

- エ 産地における戦略的な人材育成の推進
- (2) 卸売市場等支援タイプ（都道府県整備事業）
 - 食品流通の合理化
- (3) 食料システム構築支援タイプ（直接採択事業、都道府県推進事業及び都道府県整備事業）

（事業の内容等）

第4 交付事業及び直接採択事業（以下「交付事業等」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、第3に掲げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のⅠからⅢまでに掲げるとおりとする。

このほか、別表1に定める交付事業等は、別記1から別記3までに定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長又は農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあっては、別表1に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

- 2 事業実施主体は、交付事業等を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- 3 別表1のⅠ、Ⅱ、Ⅲの1の（1）（農業用機械等を導入する場合）及びⅢの1の（2）並びにⅢの2の（1）（農業用機械等を導入する場合）及びⅢの2の（2）に掲げる事業を実施する場合、事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、農産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。
- 4 都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表1のⅠについて、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された交付金のうち、別表1のⅠの交付金総額の20%を上限とし、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

（事業の実施）

第5 事業実施計画、都道府県事業実施計画及び取組内容の変更手続については、別記1から別記3までにより行うものとする。

- 2 事業の着手は、原則として、交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（交付の対象及び交付率）

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、交付事業等を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表2に定めるところによる。
- 3 前項に定めるもののほか、第4第1項のただし書の事業に要する経費は、第4第1項に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができるとし、これに対する交付率は、農産局長等が別に定めるところによる。

（流用の禁止）

第7 別表2の区分の欄に掲げるⅠ及びⅡの事業の相互間並びにⅡの整備事業と推進事業の相互間にお

ける経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、交付事業にあつては別記様式第1号-1、直接採択事業にあつては別記様式第1号-2による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2の経費の欄に掲げる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書を提出するに当たって、交付事業を実施する都道府県知事は各事業実施主体の、直接採択事業を実施する直接採択事業者は自らの当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合にあつては、農産局長等）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第10 交付決定者は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付事業を実施する都道府県知事又は直接採択事業者（以下「都道府県知事等」という。）に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第11 都道府県知事等は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

- 第12 直接採択事業者は、直接採択事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 直接採択事業者は、直接採択事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 直接採択事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第13 直接採択事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第14 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除き交付金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 交付事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 交付事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 都道府県知事等は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
 - 3 交付決定者は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 15 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 2 の重要な変更欄に掲げるもの以外とする。

(事業遅延の届出)

- 第 16 都道府県知事等は、交付事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号により事業遅延届を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第 17 都道府県知事等は、交付金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項による報告のほか、交付決定者は、交付事業等の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第 18 都道府県知事等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合において、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業を行う事業実施主体（以下「間接交付事業者」という。）に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第 19 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、都道府県知事等は、交付事業等を完了した場合（第 14 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）はその日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事等は、交付事業等の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
 - 3 第 8 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第 1 項の実績報告書を提

出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

- 第20 交付決定者は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。
- 2 交付決定者は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第21 都道府県知事等は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第22 交付決定者は、第14第1項第3号の規定による交付事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事等が、交付金を交付事業等以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事等が、交付事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95

パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 20 第 3 項の規定を準用（括弧書きを除く。）する。

（財産の管理等）

- 第 23 都道府県知事等は、交付対象経費（交付事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第 24 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。
- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、交付事業等を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 8 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 10 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
 - （1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること
 - （2）本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 6 第 4 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（交付金の経理）

- 第 25 都道府県知事等は、交付事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業等の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項及び第 26 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付金調書）

- 第 26 都道府県知事は、当該交付事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 11 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（間接交付金交付の際付すべき条件）

- 第 27 都道府県知事は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 14 から第 26（第 26 は間

接交付事業者が地方公共団体の場合に限る。)までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第10による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第28 事業実施主体及び都道府県知事が行う事業実施状況の報告については、別記1から別記3までにより行うものとする。

(事業の評価)

第29 事業実施主体及び都道府県知事が行う交付事業等の評価の報告については、別記1から別記3までにより行うものとする。

(指導等)

第30 国及び都道府県知事が行う指導等については、別記1から別記3までにより行うものとする。

(委任)

第31 交付事業等の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2226号農林水産事務次官依命通知）及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

ただし、先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプに係る対策の評価については、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）の第7の規定の定めるところによる。

附 則

- 1 この改正は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。
ただし、事業の評価については、第28の規定に定めるところによる。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。
ただし、事業の評価については、改正後の第28の規定によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年12月18日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。
ただし、事業の評価については、改正後の本要綱第29の規定、別記1から別記3までにより行うものとする。

別表 1 の I 産地基幹施設等支援タイプ（第 4 関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 産地競争力の強化</p> <p>(1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進</p> <p>（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用、物流 2024 年問題への取組</p> <p>上記の取組について、以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</p> <p>(ア) ほ場整備</p> <p>(イ) 園地改良</p> <p>(ウ) 優良品種系統等への改植・高接</p> <p>(エ) 暗きょ施工</p> <p>(オ) 土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</p> <p>(ア) 飼料作物作付条件整備</p> <p>(イ) 放牧利用条件整備</p> <p>(ウ) 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>ウ 耕種作物産地基幹施設整備</p> <p>(ア) 育苗施設</p> <p>(イ) 乾燥調製施設</p> <p>(ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(エ) 農産物処理加工施設</p> <p>(オ) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(カ) 産地管理施設</p> <p>(キ) 用土等供給施設</p> <p>(ク) 農作物被害防止施設</p> <p>(ケ) 生産技術高度化施設</p> <p>(コ) 種子種苗生産関連施設</p> <p>(サ) 有機物処理・利用施設</p> <p>(シ) 油糧作物処理加工施設</p> <p>(ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>エ 畜産物産地基幹施設整備</p> <p>(ア) 畜産物処理加工施設</p> <p>(イ) 家畜市場</p> <p>(ウ) 家畜飼養管理施設</p> <p>(エ) 国産飼料関連施設</p> <p>(オ) 家畜改良増殖関連施設</p> <p>(カ) 畜産周辺環境影響低減施設</p> <p>(キ) 畜産副産物肥飼料利用施設</p> <p>オ 農業廃棄物処理施設整備</p>	<p>1 メニューの欄の 1 の (1) の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>ただし、飼料増産の取組を実施する場合にあっては、別記 1 に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、国産飼料関連施設に限るものとする。</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 農業者の組織する団体（別記 1 に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 土地改良区</p> <p>(6) 消費者団体及び市場関係者（別記 1 に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。</p> <p>(7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合</p> <p>(8) 食品事業者</p> <p>以下のアからエまでの場合に限るものとする。</p> <p>ア 米粉製品、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合</p> <p>イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要の有機物処理・利用施設を整備する場合</p> <p>ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫ま</p>	<p>1 メニューの欄の 1 の (1) の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が、5 名以上であること</p> <p>(2) 別記 1 に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 別記 1 に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（別記 1 に定める場合を除く。）。</p> <p>ただし、総事業費が 5 千万円以上のものに限り。</p> <p>(5) 産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が 5 千万円以上であること。</p>	<p>1 交付金の交付率は定額（事業費の 1 / 2 以内（ただし、別記 1 に定める場合にあつては、別記 1 に定める率又は額以内）とする。</p>

	<p>ん延防止対策の取組を行う場合</p> <p><u>エ 国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制の構築を目的とする事業者が集出荷貯蔵施設のうちストックセンターを整備する場合</u></p> <p>(9) 民間事業者（別記1に定めるものに限る。）</p> <p>(10) 中間事業者（別記1に定めるものに限る。）</p> <p>国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとする。</p> <p>(11) 流通業者（別記1に定めるものに限る。）</p> <p>ただし、麦類・豆類、果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。</p> <p>(12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。</p> <p>(13) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの又はその他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体（以下「特認団体」という。）</p> <p>(14) コンソーシアム（別記1に定めるものに限る。）</p>		
<p>(2) 産地合理化の促進 以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備 イ 集出荷貯蔵施設等再編利用 ウ 農産物処理加工施設等再編利用</p>	<p>2 メニューの欄の1の(2)（カの(イ)を除く。）の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県(メニューの欄のアからエまでの事業に限</p>	<p>2 メニューの欄の1の(2)のアからエまでの事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p>	<p>2 交付金の交付率は定額（メニューの欄の1の(2)のアからエの事業は事業費</p>

<p>エ 食肉等流通体制再編整備 オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 カ 乳業再編等整備 (ア) 効率的乳業施設整備 (イ) 集送乳合理化推進整備 (ウ) 需給調整拠点施設整備</p>	<p>る。) (2) 市町村(メニューの欄のオからオまでの事業に限る。) (3) 農業者の組織する団体 (4) 公社 (5) 土地改良区(メニューの欄のオの事業に限る。) (6) 食品事業者(メニューの欄のオの事業に限る。) (7) 特認団体(メニューの欄のオからエまでの事業に限る。) (8) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人(メニューの欄のエの事業に限る。) (9) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (10) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社(独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準(平成15年10月1日農林水産省告示第1538号)第2号に規定する基準に適合するものに限る)(メニューの欄のカの(ア)及び(ウ)の事業に限る。) (11) 乳業再編等協議会(別記1に定めるものに限る。)(メニューの欄のカの(ア)の事業に限る。) (12) コンソーシアム(別記1に定める場合に限る。)</p> <p>メニューの欄の1の(2)のカの(イ)の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第10条第1項に規定する指定事業者とする。</p>	<p>(1) 受益農業従事者が、5名以上であること。 (2) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記1に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 産地基幹施設を設置する場合には、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p> <p>メニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業の採択要件は、別記1に定める要件を満たしていることとする。</p>	<p>の1/2以内、メニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業は事業費の1/3以内(ただし、別記1に定める場合にあつては、別記1に定める率以内))とする。</p>
--	---	---	--

<p>2 農産物の輸出の推進 耕種作物産地基幹施設整備</p> <p>ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 農作物被害防止施設 ク 生産技術高度化施設 ケ 種子種苗生産関連施設</p>	<p>3 メニューの欄の2の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体 (4) 公社 (5) 土地改良区 (6) 消費者団体及び市場関係者 ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限るものとする。 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (8) 食品事業者（事業実施主体の欄の1の(8)を準用する） (9) 民間事業者（別記1に定めるものに限る。） (10) 特認団体</p>	<p>3 メニューの欄の2の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者が、5名以上であること。 (2) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記1に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（別記1に定める場合を除く。）。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 産地基幹施設を設置する場合には、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p>	<p>3 交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内）</p>
<p>3 みどりの食料システム戦略の推進</p> <p>みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）の推進に必要な以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備 ウ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設</p>	<p>4 メニューの欄の3の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体 (4) 公社 (5) 土地改良区 (6) 消費者団体及び市場関係者 ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限るものとする。 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (8) 食品事業者（事業実施主体の欄の1の(8)を準用する） (9) 民間事業者（別記1に定めるものに限る。） (10) 中間事業者（事業実施主体の欄の1の(10)を準用する。） (11) 流通業者（事業実施主体</p>	<p>4 メニューの欄の3の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者が、5名以上であること (2) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記1に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（別記1に定める場合を除く。）。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 産地基幹施設を</p>	<p>4 交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内）</p>

<p>(オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>エ 畜産物産地基幹施設整備 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 国産飼料関連施設 (オ) 家畜改良増殖関連施設 (カ) 畜産周辺環境影響低減施設 (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設 オ 農業廃棄物処理施設整備</p>	<p>の欄の1の(11)を準用する。)</p> <p>(12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人(事業実施主体の欄の1の(12)を準用する)</p> <p>(13) 特認団体</p> <p>(14) コンソーシアム(別記1に定めるものに限る。)</p>	<p>設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p>	
<p>4 産地における戦略的な人材育成の推進</p> <p>産地における戦略的な人材育成の推進に必要な以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>ウ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給</p>	<p>5 メニューの欄の4の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体 (4) 公社 (5) 土地改良区 (6) 消費者団体及び市場関係者</p> <p>ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限るものとする。</p> <p>(7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合</p> <p>(8) 食品事業者(事業実施主体の欄の1の(8)を準用する。)</p> <p>(9) 民間事業者(別記1に定めるものに限る。)</p> <p>(10) 中間事業者(事業実施主体の欄の1の(10)を準用する。)</p> <p>(11) 流通業者(事業実施主体の欄の1の(11)を準用する。)</p> <p>(12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人(事業実施主体の欄の1の(12)を準用する)</p> <p>(13) 特認団体</p> <p>(14) コンソーシアム(別記1に定めるものに限る。)</p>	<p>5 メニューの欄の4の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者が、5名以上であること</p> <p>(2) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 別記1に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること(別記1に定める場合を除く。)</p> <p>ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p> <p>(5) 産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p>	<p>5 交付金の交付率は定額(事業費の1/2以内)</p>

<p>施設</p> <p>エ 畜産物産地基幹施設整備</p> <p>(ア) 畜産物処理加工施設</p> <p>(イ) 家畜市場</p> <p>(ウ) 家畜飼養管理施設</p> <p>(エ) 国産飼料関連施設</p> <p>(オ) 家畜改良増殖関連施設</p> <p>(カ) 畜産周辺環境影響低減施設</p> <p>(キ) 畜産副産物肥飼料利用施設</p> <p>オ 農業廃棄物処理施設整備</p>			
--	--	--	--

別表 1 の II 卸売市場等支援タイプ (第 4 関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 食品流通の合理化 食品流通拠点施設整備の推進</p> <p>〔品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた施設整備、卸売市場統合・連携促進施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備〕</p> <p>上記の取組について、以下に掲げる施設の整備を実施できるものとする。</p> <p>(1) 売場施設 (2) 貯蔵・保管施設 (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設 (6) 衛生施設 (7) 食肉関連施設 (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) (1) から (14) までの施設内容に準ずる施設 (16) 共同集出荷施設</p>	<p>1 事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 中央卸売市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号。以下「市場法」という。)第 4 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。)の開設者</p> <p>(2) 地方卸売市場(市場法第 13 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。)の開設者</p> <p>(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 7 条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者</p> <p>(4) 事業協同組合又は協同組合連合会</p> <p>(5) (4) に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人</p> <p>(6) 特認団体</p> <p>(7) 地方公共団体が主たる出資者となっている法人</p> <p>(8) 全国農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会及びこれに準ずる農業協同組合</p> <p>(9) (8) に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人</p> <p>(10) 流通業者(別記 2 に定めるものに限る。)</p>	<p>1 採択条件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 別記 2 に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が 5 千万円以上のものに限る。</p>	<p>1 交付金の交付率は定額(事業費の 4/10 以内(ただし、別記 2 に定める場合にあつては、別記 2 に定める率以内))とする。</p>

別表 1 の III 食料システム構築支援タイプ (第 4 関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 全国の取組</p> <p>(1) 推進事業 ア 生産安定・効率化機能の具備・強化 イ 供給調整機能の具備・強化 ウ 実需者ニーズ対応機能の具備・強化 エ 農業用機械等の導入及びリース導入</p>	<p>事業実施主体は食料システム構築計画等に位置付けられた次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体</p>	<p>メニューの欄の 1 の(1)の事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 食料システム構築計画等が承認されていること。</p>	<p>交付率は次に掲げるとおりとする。</p> <p>アからウまで及びカの事業 事業費の 1/2 以内とする。 (ただし、農産</p>

<p>オ 効果増進・検証事業 カ その他事業の目的を達成するために必要な取組</p>	<p>(6) 民間事業者（別記3に定めるものに限る。） (7) 特認団体 (8) コンソーシアム（別記3に定めるものに限る。）</p>	<p>(2) 別記3に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記3に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 別記3に定める要件を満たしていること。</p>	<p>局長等が別に定める場合にあつては、農産局長等が定める額以内とする。 エの事業 導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内とする。 オの事業 定額とする。</p>
<p>(2) 整備事業 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設</p>	<p>事業実施主体は食料システム構築計画等に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者（別記3に定めるものに限る。） (7) 特認団体 (8) コンソーシアム（別記3に定めるものに限る。）</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 食料システム構築計画等が承認されていること。 (2) 別記3に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記3に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 (5) 別記3に定める要件を満たしていること</p>	<p>交付率は事業費の1/2以内（ただし、別記3に定める場合にあつては、別記3に定める率又は額以内）とする。</p>
<p>2 都道府県の取組 (1) 推進事業 ア 生産安定・効率化機能の具備・強化 イ 供給調整機能の具備・強化 ウ 実需者ニーズ対応機能の具備・強化 エ 農業機械等の導入及びリース導入 オ 効果増進・検証事業 カ その他事業の目的を達成するために必要な取組</p>	<p>事業実施主体は食料システム構築計画等に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者（別記3に定めるものに限る。） (7) 特認団体 (8) コンソーシアム（別記3に定めるものに限る。）</p>	<p>メニューの欄の2の(1)の事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 食料システム構築計画等が承認されていること。 (2) 別記3に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記3に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 別記3に定める要件を満たしていること。</p>	<p>交付率は次に掲げるとおりとする。 アからウまで及びカの事業 事業費の1/2以内とする。 (ただし、農産局長等が別に定める場合にあつては、農産局長等が定める額以内)とする。 エの事業 導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内とする。 オの事業</p>

			定額とする。
(2) 整備事業 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設	事業実施主体は食料システム構築計画等に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者（別記3に定めるものに限る。） (7) 特認団体 (8) コンソーシアム（別記3に定めるものに限る。）	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 食料システム構築計画等が承認されていること。 (2) 別記3に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記3に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 (5) 別記3に定める要件を満たしていること	交付率は事業費の1/2以内（ただし、別記3に定める場合合っては、別記3に定める率又は額以内）とする。

別表2（第6、第7、第8及び第15関係）

区分	経費	交付率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
I 都道府県事業					
1 整備事業 （農業・食品産業強化対策整備交付金）	1 事業費 （1）産地基幹施設等支援タイプ 本要綱に基づいて行う事業に要する経費 （2）卸売市場等支援タイプ 本要綱及び市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費 （3）食料システム構築支援タイプ 本要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額、定額（6/10、11/20、1/2、3/10、4/10、1/3、1/4、1/5以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、別表1のIの定めるところ（本要綱第4の1のただし書の規定に基づく緊急の事業については、農産局長等が別に定めるところ）によるものとする。 定額（4/10、1/3以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、別表1のIIの定めるところ（第4の1のただし書の規定に基づく緊急の事業については、農産局長等が別に定めるところ）によるものとする。 1/2以内 なお、それぞれの交付率に該当する取組は、	北海道においては大臣、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県においては地方農政局長 北海道においては大臣、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県においては地方農政局長 北海道においては北海道農政事務所長、沖縄県においては内		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 市場法第16条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用

	費	別表1のⅢの定めるところによるものとする。	閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長
	2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費 (1)産地基幹施設等支援タイプ	定額(1/2以内)	北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長
	(2)卸売市場等支援タイプ		北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長
	(3)食料システム構築支援タイプ		北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長
2 推進事業 (農業・食品産業強化対策推進交付金)	3 事業費 本要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額、1/2以内 なお、それぞれの交付率に該当する取組は、別表1のⅢの定めるところによるものとする。	北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長

	<p>4 附帯事務費</p> <p>3の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額（1/2以内）</p>	<p>北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長</p>		
<p>II 直接採択事業</p> <p>1 整備事業（農業・食品産業強化対策整備交付金）</p> <p>2 推進事業（農業・食品産業強化対策推進交付金）</p>	<p>1 事業費</p> <p>本要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 事業費</p> <p>本要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>1/2 以内</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、別表1のⅢの定めるところによるものとする。</p> <p>定額、1/2 以内</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、別表1のⅢの定めるところによるものとする。</p>	<p>北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長</p>		<p>1 事業実施主体の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 経費の欄に掲げる1及び2のそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は交付金の増</p> <p>4 経費の欄に掲げる1及び2のそれぞれの経費の事業費又は交付金の30%を超える減</p>

別記様式第1号-1 (第8関係)

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第8の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金（及び農業・食品産業強化対策推進交付金）※〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 整備事業（農業・食品産業強化対策整備交付金）

（2 推進事業（農業・食品産業強化対策推進交付金））※

（注）※については、必要な場合に記載すること。

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 整備事業の対象となる事業の内容等

(1) 事業費（産地基幹施設等支援、卸売市場等支援及び食料システム構築支援タイプのうち都道府県の取組）

政策目的	事業概要	事業費	負担区分				備考
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化		円	円	円	円	円	
みどりの食料システム戦略の推進							
産地における戦略的な人材育成の推進							
食品流通の合理化	法律補助						
	予算補助						
地域提案メニュー							
食料システム構築支援	整備事業						
	推進事業						
合計	事業費						
	附帯事務費						
	計						

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する政策目的を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 3 食品流通の合理化のうち法律補助の欄は、中央卸売市場施設整備の取組について記入する。また、予算補助の欄は、法律補助以外のメニューについて記入する。
- 4 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

政策目的	事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする 金額	償還年数	その他
		○金融公庫	○〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
		○農協	○〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	都道府県費	市町村費	
合計					

(注) 1 事業内容欄は、農産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分				備 考
			交付金 (A)	都道府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	その他 (D)	
1 整備事業 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
2 推進事業 ア 事業費 イ 附帯事務費							
合 計							

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） ○○年○○月○○日

(注) 「事業完了予定（又は完了）年月日」は、交付事業において事業実施主体に対して施工業者等から交付対象施設の引渡し完了した年月日又は交付事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

Ⅴ 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
整備事業	円	円	円	円	注) 年 月 日
推進事業	円	円	円	円	注) 年 月 日

合	計				

(注) 事業実施主体に対し間接交付金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

1 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱

2 実績報告の際は以下の資料を添付すること。

① 財産管理台帳の写し

② 事業実績内訳明細書（様式別紙）

※①の添付を原則とし、②については、①との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、②のみの添付も可能とする。

(注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

2 VIの添付書類のうち1について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類 (農業・食品産業強化対策整備交付金)

政策目的	交付根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
						交付金	都道府県	市町村	その他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、政策目的ごとに計を設けること。
2 地域提案メニューは、政策目的の欄に「地域提案」と記入すること。
3 交付根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。
4 施設等区分の欄は、本要綱別表1の施設・機械等名を記入すること。
5 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
6 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

事業種類（農業・食品産業強化対策推進交付金）

政策目的	交付根拠	交付先名	取組等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
						交付金	都道府県	市町村	その他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、政策目的ごとに計を設けること。
 2 取組等区分の欄は、本要綱別表1の取組・機械等名を記入すること。
 3 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第1号-2 (第8関係)

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第8の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画 (又は実績)
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付率	事業に要する経費 (又は要した経費) (A+B)	負 担 区 分		備 考
			交付金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

(注)

- 1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、交付率が異なる場合には交付率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
 - 免税事業者
 - 簡易課税制度の適用を受ける者
 - 地方公共団体の一般会計
 - 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定（又は完了）年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 交付金 2 自己資金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (2) リース導入を実施する直接採択事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (3) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、直接採択事業者ごとに作成すること。
- 2 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあつては省略することができる。
- 4 6の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第12及び第27関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔直接採択事業者〕 殿（第12）

〔事業実施主体〕 殿（第27）

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第14関係）

〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名
〔
直接採択事業の場合
所在地
団体名
代表者氏名
〕

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

記（注2）

- （注）1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号—1及び別記様式第1号—2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第4号（第16関係）

〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金事業遅延届

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名
〔直接採択事業の場合
所在地
団体名
代表者氏名〕

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業の遅延について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第16の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 推進事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

別記様式第5号（第17関係）

〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名
 〔直接採択事業の場合
所在地
団体名
代表者氏名〕

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第17の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」又は別記様式第1号-2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第17及び第18関係）

〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

官署支出官〇〇 殿

都道府県知事 氏 名
 （直接採択事業の場合
所在地
団体名
代表者氏名）

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第18の規定に基づき、概算払いの請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	事業に要する経費	交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 〇月〇日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」又は別記様式1号-2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 下線部は、第17第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第19第1項関係）

〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名
直接採択事業の場合
所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第19第1項の規定により、その実績を報告する。
(また、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。)

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号-1及び別記様式第1号-2の記の様式に準ずるものとする。
- (1) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - (2) 事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第1号-1の記のV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- また、以下の資料を添付すること。ただし(1)の添付を原則とし、(2)については、(1)との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、(2)のみの添付も可能とする。
- (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) 事業実績内訳明細書
- 3 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。

別記様式第 8 号 (第 19 第 2 項関係)

〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名
 (直接採択事業の場合)
 所在地
 団体名
 代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第 19 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費 (A)	交付金額	(A)のうち 年度内支払 済額	概算払 受入済額	事業費	交付金額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注)
- 「区分」の欄には、別記様式第 1 号-1 の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」又は別記様式第 1-2 の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 - 本様式は、年度内に交付事業等が完了しなかった場合に提出するものとする。
 - 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第9号（第19第4項関係）

〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名
〔直接採択事業の場合
所在地
団体名
代表者氏名〕

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった交付金について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

4 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管交付金名									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									交付金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 26 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

強い農業づくり総合支援交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
事業名	交付決定額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金額	支出済額	うち交付金額	翌年度繰越額	うち交付金額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇事業													
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「事業」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。